

安全衛生相互点検
(含有資格者)
チェックリスト

平成 6 年 7 月

全国造船安全衛生対策推進本部

安全衛生相互点検 チェックリスト

平成 6 年 7 月

全国造船安全衛生対策推進本部

基本項目(服装・保護具)

点検項目	関係法規
1. 作業に適した服装をしているか。	安衛則 110
2. 作業にあった保護具を使用しているか。	
(1) 保護帽……………定められた保護帽をかぶり あごひもをしっかりとめているか。	安衛則 435 539
(2) 保護メガネ…適切なものを完全に使用しているか。	安衛則 325
(3) 耳 栓……………騒音の著しい作業で使用しているか。	安衛則 595
(4) 保護マスク…粉じん・有害ガスを吸込む (防じん) おそれのある場所で確実に (防 毒) 使用しているか。	安衛則 593 粉じん則 27
(5) 手 袋……………作業内容に適したものを使用しているか。	
○手袋の使用を禁止している ボール盤等の機械作業に手袋を使用していないか。	安衛則 111
(6) 安全帯……………墜落の危険がある場所で正しく使用しているか。	安衛則 520
(7) 安全靴……………作業に適した安全作業靴を着用しているか。	安衛則 558
3. 保護具は各自で点検を行い、不良なものは申しでて交換しているか。	

整理・整とん・清掃

点検項目	関係法規
1. 安全通路や作業区域が確保され、白線で明記されているか。	安衛則 540
2. 消火栓、消火器置場、出入口、非常口、配電盤等の付近にものを置いていないか。	
3. 工器具、部材、材料等が定められた場所にきちんと使いやすいように置かれているか。	
4. 材料、部材等を立てかけるときは、ロープ、ワイヤーで固縛するなど倒れどめの処置がなされているか。	
5. 物を置くときは、通路あるいは施設物に直角または平行に置かれているか。	
6. 軽いものは上に、重いものは下に置き、必要であれば荷くづれしないように固縛・転り止めなどを行っているか。	
7. 電線、ホース類が通行を妨げるように敷設または展張されていないか。	
8. いらぬもの、ゴミ、残材が作業場に放置されていないか。	
9. 用済みの工器具や材料は、作業終了の都度、所定の場所に戻して整理しているか。	
10. 引火性、爆発性、有害物などの危険物は定められた保管場所に表示して置かれているか。	

墜落・転落防止

点検項目	関係法規
1. 2メートル以上の足場上で作業で安全帯を使用しているか。また、親綱等をもって安全帯が使用できる状態にしてあるか。	安衛則 520 521
2. 作業床の端、開口部には囲い、手摺、覆い等を設けているか。 (手摺の高さは750%以上)	安衛則 519
3. 足場板は、2カ所以上で固縛されているか。手摺としてワイヤーロープ、チェーン等を使用している場合は、しっかり展張されているか。	安衛則 563
4. 足場板は丈夫で損傷のないものを使用しているか。	安衛則 559 560
5. 高さ、深さが1.5メートルをこえる箇所には、安全な昇降設備を設けているか。	安衛則 526
6. 移動梯子は、丈夫で欠陥のないものを使用し、上部はロープで縛るなど転倒防止の処置をしているか。	安衛則 527
7. 昇降梯子は作業床より600%以上突出しているか。	安衛則 556
8. 足場上の砂、油、切り粉、積雪などを取り除いてから作業しているか。	安衛則 528
9. 脚立は丈夫で著しい損傷がなく、踏み面は適当な広さがあり、転倒防止用のストッパーは確実なものを使用しているか。	
10. 手に物をもって昇降していないか。	

飛来・崩壊・落下防止

点検項目	関係法規
1. 3メートル以上の高所から、物をほおり投げていないか。 (物を投下するときは適当な投下設備を設けるか、監視人を置くこと。)	安衛則 536
2. 足場上等に落下の恐れのあるスラグ、溶接棒、残材、ピース等が放置されていないか。	
3. 足場上に物を置く場合は、落下しないように固縛するか、容器に入れているか。	
4. 物の上げ下し用のロープ等が準備されているか。	
5. 柄の抜けやすいハンマー、ばりのあるタガネ等を使用していないか。	
6. クレーン、チェンブロック等のフックのワイヤーの外れ止めは正常か。 (フックの伸びたものはないか)	クレーン則 20-2
7. 棚の上に置かれた製品、部品等は、くずれ落ちないように措置されているか。	
8. ディスクサンダー等の作業を行う場合、周辺作業員への飛散を防止するため衝立て等を使用しているか。	
9. 倒れ止め治具材(リブ、ピース等)の溶接部は、スラグを除去し点検しているか。	
10. 機関室、船艙等、上下の混在作業では相互の連絡調整を行っているか。	

クレーン及び玉掛け

点検項目	関係法規
1. クレーンの運転及び玉掛合図は、有資格者が行っているか。	クレーン則 21 22・221・222
2. 作業を開始する前に、各部の点検、注油、掃除等を行っているか。	クレーン則 36
3. クレーンの運転者が荷を吊ったまま運転席を離れていないか。	クレーン則 32
4. 玉掛用具の点検は、確実に実施されているか。 (1)キンク、素線切れの玉掛ワイヤーを使用していないか。 (2)伸びたり、亀裂のあるチェーンを使用していないか。 (3)変形したり、亀裂のあるフック、シャックルを使用していないか。 (4)ナイロンスリング及びロープなど吊り具に切傷や著しい損耗のあるものを使用していないか。	クレーン則 215 クレーン則 216 クレーン則 217
5. 重量・形状に合った玉掛用具を使用しているか。	
6. 吊り角度は、60度以内となっているか。	
7. 吊り荷の角の鋭い物には、必ず当物をしているか。	
8. 合図者は1人に決め、はっきりと正しい合図をしているか。	
9. 吊り荷の下の人払いは、確実にしているか。	
10. 玉掛用具等は、所定の場所にきちんと整理されているか。	

フォークリフト・車輛等

点検項目	関係法規
1. フォークリフト・車輛等の運転は、有資格者が行っているか。	安衛則 20・36・61
2. 見易い位置に、最大荷重の表示をしているか。	
3. フォークの爪、車輛の荷台など、乗車席以外の場所に人を乗せていないか。	安衛則 151-13 151-56
4. 運転席から離れるとき、ブレーキを確実にかけ、キーを取り外してあるか。 フォークリフトの爪は、地面におろしてあるか。	安衛則 151-11
5. フォークリフトは特定自主検査を行い、特定自主検査終了標章を表示しているか。	安衛則 151-24
6. フォークリフトには、堅固なヘルメットガードを備えているか。	安衛則 151-17
7. フォークに前方が見えない状態に荷を積み、前進走行していないか。	
8. 車輛は構内制限速度を守って運転しているか。	
9. 運転者は安全帽を着用しているか。	
10. 前照灯、後照灯、方向指示器、後退時の警報装置は適正に機能しているか。	安衛則 151-25

高所作業車

点検項目	関係法規
1. 高所作業車の運転は、有資格者が行っているか。	安衛法 59・61 安衛令 20 安衛則 36 安衛則 194-5
2. 高所作業車を用いて作業するとき、作業場所(段差等の有無)、高所作業車の種類、能力に合った作業計画を定めて作業方法を指示しているか。	
3. 高所作業車の作業床に積載荷重を超えて使用していないか。	安衛則 194-12
4. 高所作業車の作業床上で作業する場合、安全帯を使用しているか。	安衛則 194-18
5. 高所作業車の作業床以外の箇所で、作業床を操作するときは連絡を確実にするため合図を定め合図を行う者を指名しているか。	安衛則 194-8
6. 高所作業車を移動する場合は、人払いを行うなど周囲の安全を確認しているか。	
7. 高所作業車の作業床上に乗った作業者の頭部防護のためヘッドガードが取付けてあるか。(手摺の部分にも指づめ防止のため二重のハンドレールの設置が望ましい)	
8. 高所作業車の作業が終了、または一時中止をするときはアームを所定位置に格納し、駐車ブレーキの確認、キーを抜く等の措置をしているか。	
9. 作業開始前には、制動装置、操作装置及び作業操作の点検を行っているか。	安衛則 194-23
10. 高所作業車について1か月に1回、1年以内に1回の定期自主検査を行っているか。 また、特定自主検査を行い特定自主検査標章を表示しているか。	安衛則 194-19 20 安衛則 194-22

電気災害の防止(電気溶接作業)

点検項目	関係法規
1. 電気溶接作業は、特別教育修了者にやらせているか。	安衛則 36
2. 適正な保護具を使用しているか。 (遮光メガネ、防じんマスク、耳栓)	
3. 電動機器、溶接機の使用前点検を行っているか。 (1)アースは確実に取付けているか。 (2)電撃防止器の作動は、正常に働いているか。 (3)漏電・遮断装置の作動は正常に働くか。	安衛則 352
4. 電気溶接ホルダーの絶縁カバーの破損したものを使用していないか。	安衛則 331 352
5. ホルダーに溶接棒をつけたまま放置したり、手摺にかけたりしていないか。	
6. 裸電線、被覆の損傷した電線、キャプタイヤーコードを使用していないか。	
7. 狭あいな場所での作業は、換気を十分に行っているか。	粉じん則 5
8. 著しく湿気、水分を帯びた手袋、作業服で作業をしていないか。	
9. スイッチ、コンセントに無理な配線をしていないか。	
10. 作業終了時、溶接機のスイッチ切断を確実にしているか。	

爆発・火災等の防止(ガス溶断作業)

点検項目	関係法規
1. ガス溶断作業は有資格者が行っているか。	安衛則 78
2. ホースの取付口、ガス器具からのガス漏れはないか。また、石けん水を備えているか。	
3. ガスホースの破損、焼損、き裂をしているものを使用していないか。	
4. 周囲、裏側などに可燃物はないか、チェックしたか。	安衛則 279
5. 火気を使用する作業場所には、消火器等を備えているか。必要に応じて火受け保護覆いなどを使用しているか。	安衛則 289
6. 狭あいな場所では、換気を十分に行っているか。	安衛則 261
7. 適切な保護具を使用しているか。 (遮光メガネ、保護マスク等)	
8. 油タンクその他可燃物や爆発性ガスのあるところで作業を行っていないか。	
9. 作業を中止するとき及び終了したときは吹管(バーナー)とホースを作業場から引きあげ、取り出し口(元コック)を確実に締めているか。	
10. ガスポンベ類は、立てて使用しているか。その際転倒防止の処置をしているか。	
11. ガス、酸素容器を使用する場合は、逆火防止器を取付けているか。	

爆発・火災・中毒の防止(塗装作業)

点検項目(案)	関係法規
1. 塗料を火気その他点火源となるものの附近に置いていないか。	安衛則 256
2. 塗料置場に消火器等は設置されているか。	安衛則 287
3. エアーレスポンプには、アースが確実に取ってあるか。	
4. 塗装作業とガス、溶接等の火気作業とが混在していないか。	安衛則 280
5. 狭あいな場所、密閉された区画での照明換気の器具には防爆型を使用しているか。	
6. 適切な保護具を使用しているか。 (エアラインマスク、有機ガス用防毒マスク、メガネ、手袋等)	有機則 32 35
7. 塗装個所内に発散する蒸気、ガスを除くための換気を行っているか。	有機則 36
8. 塗料缶を開封したあとは蓋をし、火気厳禁の標示をしているか。	
9. 空缶は現場に放置せず、指定された場所に集積しているか。	
10. 必要に応じてガス濃度測定を行い、安全性を確かめているか。	

グラインダー・一般機械

点検項目	関係法規
<グラインダー>	
1. 固定グラインダーのと石と、受台との間隙は3%以下になっているか。	安衛則 120
2. 固定グラインダーには、調整片が取り付けられ、研削と石との間隙は3~10%となっているか。	
3. 固定グラインダーのと石の側面を使用していないか。	安衛則 117
4. グラインダー、サンダー等を床に置く場合は、カバーを下にして置いているか。	
5. 50%以上のポータブルグラインダーで保護カバーをはずして使用しているものはないか。	安衛則 101
6. 適切な保護具を使用しているか。 (メガネ・マスク)	
<一般機械>	
1. 歯車、回転軸、ベルト、滑車等の回転物にカバー、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けているか。	安衛則 111
2. ボール盤、中ぐり盤等の回転部分に巻き込まれる恐れのある機械作業で手袋を用していないか。 また「手袋使用禁止」の標示をしているか。	安衛則 131
3. プレス、シャーのスライドの作動中に危険限界に身体の一部が入らない構造になっているか。	
4. スイッチ、ペンダントスイッチの用途、機能別の表示は、はっきりしているか。	安衛則 604
5. 作業場の照明、手元の局所照明は十分か。	

衛生関係

点検項目	関係法規
1. 職場で使用している有害物質を把握し、その物質の有害性、取扱い上の注意事項を周知徹底しているか。	安衛則 32
2. ガス、蒸気、粉じんを発生する作業においては換気を行うとともに、その作業に適した保護マスク等を使用しているか。	
3. 作業場の清掃、散水などを行って、たい積粉じんの発散を防止しているか。	
4. 騒音のある場所では耳栓を使用しているか。	安衛則 595
5. 防毒マスクの吸収缶の破過時間に注意し吸収缶を取り替えているか。	
6. 酸欠の恐れのある場所で作業を行う場合は酸素濃度、硫化水素濃度を確実に測定表示するとともに換気を十分行っているか。また、作業開始にあたっては、関係者以外の立入を禁止しているか。	酸欠則 3 11 酸欠則 8
7. 特定化学物質を取扱う作業場には、関係者以外の立入を禁止しているか。	特化則 24
8. 作業場の環境（採用、照明、換気等）についても点検し、改善に努めているか。	安衛則 604 605
9. 健康診断、特殊健康診断の完全な受診とその結果についてもフォローしているか。	安衛則 43 44 特殊健診該当 業務従事者
10. 各自のロッカー、洗面所などの4S（整理、整頓、清掃、清潔）に留意しているか。	

有資格者 チェックリスト

平成 6 年 7 月

全国造船安全衛生対策推進本部

資 格 者 名

衛生管理者免許証
ガス溶接作業主任者
クレーン運転免許証
移動式クレーン運転免許証
ボイラー技士免許証
揚貨装置運転免許証
(危険物取扱主任者免状)
(高圧ガス取扱主任者)
玉掛技能講習修了証
ホークリフト運転技能講習修了証
ガス溶接技能講習修了証
酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証
有機溶剤作業主任者技能講習修了証
足場の組立等作業主任者技能講習修了証
と石車の取換及び試運転の業務
アーク溶接の業務
5 トン未満クレーン運転の業務
特定化学物質作業主任者技能講習修了証
高所作業車運転技能講習修了証
安全衛生推進者

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
クレーン等の運転	クレーン運転者	吊り上げ荷重5トン以上のクレーン	・免許者(クレーン運転士) ・起重機運転士(旧安衛則による)	安衛法 61 安衛令20(6) クレーン則22
		吊り上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーン(床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン)	免許者(クレーン運転士)または技能講習修了者	安衛法 61 安衛令20(6) クレーン則22
		イ. 吊り上げ荷重5トン未満のクレーン ロ. 吊り上げ荷重5トン以上の跨線テルハ	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(15) クレーン則21
	移動式クレーン運転者	吊り上げ荷重5トン以上のもの	・免許者(移動式クレーン運転士) ・起重機運転士(旧安衛則による)	安衛法 61 安衛令20(7) クレーン則68

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
クレーン等の運転	移動式クレーン運転者	小型移動式クレーン(吊り上げ荷重1トン以上5トン未満のもの)	免許者(移動式クレーン運転士)または技能講習修了者	安衛法 61 安衛令20(7) クレーン則68
		吊り上げ荷重1トン未満のもの	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(15)
	デリック運転者	吊り上げ荷重5トン以上のもの	・免許者(デリック運転士) ・起重機運転士(旧安衛則による)	安衛法 61 安衛令20(8) クレーン則108
玉掛け	玉掛作業者	吊り上げ荷重5トン未満のもの	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(7)
		吊り上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーンまたはデリックの玉掛けの業務	・技能講習修了者 ・S53.10.1以前のクレーン等の運転免許所持者 ・職業訓練法による当該訓練を修了した者	安衛法 61 安衛令20(13) クレーン則221

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
玉掛け	玉掛作業者	吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛けの業務	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(9)
溶接	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接・溶断または加熱の業務	免許者	安衛法 14 安衛令 6(2) 安衛則 16 314
	ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接・溶断または加熱の業務	技能講習 修了者	安衛法 61 安衛令20(10)
	アーク溶接作業者	アーク溶接の業務	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(3)
足場	足場の組立等作業主任者	吊り足場、張出し足場、高さ5メートル以上の足場の組立、解体または変更の作業	技能講習 修了者	安衛法 14 安衛令 6(15) 安衛則 16 565

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
建設機械等	フォークリフト運転者	最大荷重または最大積載量1トン以上のもの（道路上走行の運転を除く） 最大荷重または最大積載量1トン未満のもの（道路上走行の運転を除く）	技能講習 修了者	安衛法 61 安衛令 20 (11・13・14) 安衛法 59 安衛則 36 (5・5の2・5の3)
高所	高所作業車運転者	最大上昇時の作業床の高さが10メートル以上のもの（道路上走行の運転を除く）	技能講習 修了者	安衛法 61 安衛令20(15)
作業車		最大上昇時の作業床の高さが2メートル以上10メートル未満のもの（道路上走行の運転を除く）	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則 36 (10の4)
電気	電気取扱者	充電電路またはその支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(4)

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
機械類	巻上機 運転者	動力駆動の巻上機（電気ホイス・エアホイス及びこれら以外の巻上機でゴンドラに係るものを除く）運転の業務	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(1)
	研削と石取 替、試運転 作業員	研削と石の取替え、または取替え時の試運転の業務	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(1)
	木材加工用 機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等の木材加工用機械を5台以上所有する事業場における当該機械による作業	技能講習 修了者	安衛法 14 安衛令 6(6) 安衛則 16 129
	産業用 ロボット	ロボットの教示等及び操作の業務 ロボットの検査等の業務	特別教育修了者 特別教育修了者	安衛則36(3) 安衛則36(32)
	特定自主検査 検査実施者	車輛系建設機械・フォークリフト・不整地運搬車・高所作業車及び動力プレス機械の特定自主検査（1年または2年以内毎に1回）	一定の条件該当者で研修を受けたもの等 その他労働大臣の定める者	安衛法 45 安衛則 151(24) 151(56) 169(2) 194(22)

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
貨物	はい作業 主任者	高さ2メートル以上のはいははい付または、はいくずし作業	技能講習 修了者	安衛法 14 安衛令 6(12) 安衛則 16・428
	特定粉じん 作業員	特定粉じん作業の業務に常時従事させるとき	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(29) 粉じん則 22
酸欠	第1種及び 第2種酸素 欠乏危険作 業主任者	第1種酸素欠乏危険作業（酸欠欠乏症にかかる恐れのある場所として安衛令別表-6で定められた場所での作業）	技能講習 修了者	安衛法 14 安衛令 6(21) 酸欠則 11
	第1種及び 第2種酸素 欠乏危険作 業員	第1種酸素欠乏危険作業に就労させるとき	特別教育 修了者	安衛法 59 安衛則36(26) 酸欠則 12
有機溶剤	有機溶剤 作業主任者	内部で有機溶剤業務に労働者が従事するとき	技能講習 修了者	安衛法 14 安衛令 6(22) 有機則 19

業務名	選任・配置すべき者	業務内容	必要な資格	関係法規
高気圧	潜水士	潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気またはボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛法 61 安衛令20(9) 高圧則 12
		制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	免許者	安衛法 61 安衛令20(2)
揚貨装置	揚貨装置運転者	制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(6)
		衛生管理者	常時50人以上の労働者を使用する事業場	免許者

安全衛生	安全衛生推進者	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	選任 (事業主)	安衛法12(2) 安衛則12(2) 12(3) 12(4)
------	---------	--------------------------	-------------	--

全国造船安全衛生対策推進本部

(社) 日本造船工業会

(社) 日本中型造船工業会

(財) 日本小型船舶工業会

(社) 日本造船協力事業者団体連合会